

新婚さんの新居費用を サポートします

交付申請額が予算に達した時点で
受付を終了する場合があります。

ふじえだ新婚生活サポート事業

補助区分および上限額

対象年齢	29歳以下		39歳以下
	500万円未満	500万円以上600万円未満	500万円未満
両者が市内転居	60万円	—	30万円
一方が市外転入	70万円	15万円	40万円
両者が市外転入	80万円	30万円	50万円

補助世帯

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届が受理されていること
- 令和7年分の新婚夫婦の所得の合算金額が上記表の基準を満たすこと。
※ 令和8年5月31日まで申請する場合は、令和6年分の新婚夫婦の所得の合算金額
- 令和9年3月31日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること
- 夫婦共に婚姻日時点で39歳以下であること
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 本市市税の滞納がないこと
- 補助金交付を受けた日から、1年以上市内に居住する予定

※婚姻日から起算して、過去1年を超える転入は、転居となる。

※貸与型奨学金を返済している場合には、所得から返済額を控除できる場合があります。

対象経費

申請期間中にかかった費用で以下のもの

- 新規(※)の住宅賃貸費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 新規の住宅購入費用、リフォーム費用
- 婚姻に伴う引越し費用

※婚姻後または、婚姻前に住んでいる物件については、婚姻前
一年以内のものに限る

お問い合わせ先

藤枝市 広域連携課

TEL: 054-643-3229

メール: renkei@city.fujieda.lg.jp

申請方法は裏面をご確認ください

申請期間

令和8年4月1日(水)～9年2月26日(金)まで

(間に合わないという方はあらかじめご相談いただきますようお願い致します。)

※ただし、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

申請窓口

藤枝市役所 東館3階 企画創生部 広域連携課 まで

申請に必要な書類

①	藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書(第1号様式)	藤枝市HPに様式あり
②	住宅手当支給証明書(第2号様式)	藤枝市HPに様式あり
③	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	藤枝市市民課にて発行
④	世帯員全員分の住民票(続柄・本籍入り)	藤枝市市民課にて発行
⑤	令和8年度(令和7年分)所得・課税証明書(新婚夫婦のもの) ・離職した場合は不要。ただし、申請日時点で、無職であることを証明する書類(雇用保険受給資格者証ほか)と誓約書(任意書式)の提出が必要です。 ・令和7年中に貸与型奨学金を返済している場合には、返済額がわかる書類 ※令和8年5月31日までに申請する場合は、所得・課税証明書、貸与型奨学の返済書類については前年分のもになります。	藤枝市は納税課にて発行 (※令和8年1月1日時点居住の市町村で発行)
⑥	世帯員全員の藤枝市税完納証明書	藤枝市納税課にて発行
⑦	物件の売買契約書又は、賃貸借契約書の写し	
⑧	引越しに係る領収書の写し	
⑨	住宅の購入又は、賃貸借に要した費用の領収書の写し	
⑩	講座等の受講を証明する受講証明書	

申請の流れ

